

プール学院大学・プール学院大学短期大学部 体育施設使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は「プール学院大学・プール学院大学短期大学部体育施設規程」第5条に基づき、プール学院大学・プール学院大学短期大学部（以下「大学」という。）の体育施設の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用目的)

第2条 体育施設は、本学の授業、研究活動及び行事に使用するほか、次の各号に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本学の学生の課外体育活動
- (2) 本学の教職員の福利厚生活動
- (3) 体育施設の地域開放事業等学長が特に認めたもの

(閉鎖日)

第3条 体育施設の閉鎖日は次のとおりとする。

- (1) 学院創立記念日（6月2日）
- (2) 夏季休業日（8月13日から8月15日まで）
- (3) 冬季休業日（12月28日から1月4日まで）
- (4) キリスト降誕日（12月25日）

2 前項までの休日で、学長が特に必要と認める場合は、所定の手続を経て使用することができる。

(使用時間)

第4条 体育施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、前項に規定する使用時間を変更することができる。

(長期使用手続)

第5条 学生の課外体育活動を目的とする団体（プール学院大学学生会会則第15条に規定するものをいう。）が体育施設を計画的に長期間使用しようとするときは、翌月の使用計画書を毎月第3水曜日までに事務局学生課に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 体育活動を主たる目的とした教職員の組織が体育施設を計画的に長期間使用しようとするときは翌月の使用計画書を毎月第3水曜日までに事務局総務課に提出し、学長の承認を得なければならない。

3 第2条第3号に該当するものの使用手続については別に定める。

(一時使用)

第6条 本学の学生は、本学において体育施設を使用する計画がなく、かつ前条に規定する体育施設の使用がないときは、事務局学生課に届出て体育施設を使用（以下「一時使用」という。）することができる。

2 本学の教職員は、本学において体育施設を使用する計画がなく、かつ前条に規定する体育施設の使用がないときは、事務局総務課に届出て体育施設を一時使用することができる。

(使用中止)

第7条 体育施設の長期使用の承認を得た者が、その使用を中止し、又は使用目的を変更しようとするときは、速やかに学長に届出なければならない。

2 一時使用を行なっている者は、本学において体育施設を使用し、又は第5条の規程に基づき学長の承認を得た者が使用を開始しようとするときは、直ちに使用を中止しなければならない。

(使用承認の取消等)

第8条 体育施設の長期使用の承認を得た者、又は一時使用の届出を行っている者が、次の各号の一に該当すると認められるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは以後使用の承認を与えないことができる。

- (1) 使用願に虚偽の記載のあったとき、又は虚偽の届出によって体育施設を使用しようとしたとき
- (2) 体育施設の長期使用の承認を得た者が、前条第1項の規定に違反し、体育施設を使用せず、又は目的を変更して使用したとき
- (3) 体育施設の一時使用を届出た者が、体育施設を使用せず、若しくは目的を変更して使用し、又は前条第2項の規定に違反したとき
- (4) 使用しようとする者の健康等の理由から体育施設を使用させることが適当と認められないとき
- (5) その他この規程又は他の学内規程に反したとき

2 学長は、次の各号の一に該当するときは、体育施設の使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学の授業、研究活動又は行事等に使用する必要が生じたとき
- (2) 体育施設の整備、補修その他必要と認めるとき

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により体育施設又は備品を汚損、損傷又は滅失させた者は、直ちにその状況を届出るとともに原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、体育施設の使用等に関し必要な事項は学長が別に定める。

附則

この規程は、1997（平成9）年11月1日から施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から改正施行する。